

新規拡充事業(令和6年度からの開始を予定している事業)

大項目	中分類	小分類	番号	要望	事業名称	概要	対象			
							身体障害者	知的障害者	障害児	支援者等
福祉の基盤の整備	相談支援の基盤	相談支援の拡充	1		中央障害者相談支援キーテーションの設置	相談支援体制を拡充するため、中央区に障害者相談支援キーテーションを設置するものです。	○	○	○	○
			2		窓口職員の増員、ICT等の活用による相談支援機能・体制の拡充	窓口の利便性の向上と、アウトリーチ機能の強化のため、窓口での申請受付の際にタブレットPC等を活用して手続の利便性向上を図るとともに、窓口対応職員を増員するものです。				○
			3		就労的活動支援コーディネーターの配置	制度の狭間にある要支援者(若年性認知症、がん患者、難病等)の就労継続や、地域活動へとつなぐ役割を担うため、就労的活動支援コーディネーターを市就職支援センターに配置するものです。				
			4		ひきこもりに係る地域での相談支援体制の充実	精神障害の有無にかかわらず、精神保健の課題のある者の多様な相談ニーズに対応するため、市ひきこもり支援ステーションに相談員を増員し、相談支援体制を強化するものです。				
			5		手話通訳者等派遣コーディネーターの拡充	通訳者の技術力や聴覚障害者との相性を考慮した手話通訳者の派遣を実施するため、手話通訳者又は手話通訳士の技術を持った人を派遣コーディネーターとして増員するものです。				
			6		若年性認知症に係る相談支援体制の整備等の認知症施策の充実	若年性認知症に関する相談窓口を明確化し、包括的支援体制を整備するため、認知症疾患医療センターに若年性認知症相談窓口を設置するとともに、地域包括支援センター等の関係機関において協働及び連携をするため、若年性認知症支援コーディネーターを配置するものです。	○	○	○	○
			7		視覚障害者情報センターにおけるピア相談の実施	当事者の経験をいかした困りごとへの相談等を行うため、視覚障害者情報センターにおいて、視覚障害のある方によるピア相談を実施するものです。	○			
			8		医療的ケア児等コーディネーターの中央区への設置	医療的ケア児等への支援体制を強化するため、中央区への障害者相談支援キーテーションの設置と併せて、支援を総合調整する医療的ケア児等コーディネーターを中央区に設置するものです。				
			9		意思決定支援に向けた取組	障害福祉サービスの支給決定時等における意思決定支援の推進のため、支給決定等に携わる市職員における研修の受講やガイドラインの周知徹底を図ります。	○	○	○	○
	アウトリーチの強化	10		包括的相談支援体制における自立支援相談窓口の強化	8050問題などの近年顕在化してきた福祉課題に対応するため、自立支援相談窓口における窓口相談員を増員します。	○	○	○	○	
		11		相談支援包括化推進員等の多機関連携によるアウトリーチ機能の強化(令和5年度から実施)	庁内における包括的支援体制及びアウトリーチ機能を強化するため、庁内関係各課において相談支援包括化推進員を選出し、多機関連携を行います。					
		12		ICTを活用した申請手続等の利便性向上	情報アクセシビリティの確保等を図るため、ICTを利用した障害者施策関連制度の案内及びデジタルに不慣れな方向けの講習会を実施するものです。	○	○	○	○	
	情報アクセシビリティの強化	13		遠隔手話通訳サービスの本格実施	市の窓口において聴覚障害のある方の情報保障を行うため、現在、試行的に実施している遠隔手話サービスを令和6年度から本格実施するものです。					
		14		視覚障害者情報センターの機能充実(令和5年度から実施)	令和4年度から実施している視覚障害のある方向けの相談サロンの機能を拡充するため、配置する相談員を増員します。	○				
	福祉サービスの向上	障害福祉サービスの向上	15		夕方以降の利用サービスに係る地域生活支援事業の整理及び見直し	共働き世帯や、ひとり親家庭からのニーズに対応するため、生活介護、放課後等デイサービス事業所等において、夕方以降も利用できるよう、日中短期入所の要件見直し等の整備をするものです。	○	○	○	○
			16		相談支援事業の運営に関する研修の実施	市内の相談支援事業所の参入促進及び充実のため、安定的な事業運営を行うためのノウハウや相談支援事業の在り方について、研修を実施するものです。	○	○	○	○

大項目	中分類	小分類	番号	要望	事業名称	概要	対象						
							身体障害者	知的障害者	精神障害者	障害児	支援者等		
福祉の基盤の整備	福祉サービスの基盤	福祉サービスの向上	17		障害福祉サービス事業所の質の確保のための指導、監査体制の強化	障害福祉サービス事業所に対する指導及び監査体制を強化するため、監査の外部委託や実地指導を行う職員の増員をします。	○	○	○	○			
			18		障害福祉サービス事業所の質の向上のための研修等の取組(令和5年度から実施)	事業者のサービスの質の向上を図るため、神奈川県と連携した障害者ピアサポート研修の実施や、市障害者支援センター松が丘園における研修の拡充により、取組を充実させるとともに、その受講を促進します。	○	○	○	○	○		
			19		土日祝日における措置診察を行う指定医の確保拡大	土日祝日における措置診察を行う指定医の確保のため、市内の精神科診療所等の指定医の処遇改善を図るものです。							
			20	福祉人材の確保	障害福祉サービス等職員のキャリアアップのための補助	障害福祉サービス事業所における職員の質の向上のため、当該事業所職員のキャリアアップを図るための研修に係る経費を助成するものです。	○	○	○	○			
			21		担い手確保のための手話講座の拡充	手話通訳者の担い手確保のため、市障害者支援センター松が丘園において行っている手話講座のカリキュラムを充実させることを検討するものです。							
			22		市民後見人に対する活動費の増額	市民後見人の担い手確保のため、支給する活動費を増額するものです。							
			23	施設の整備	障害者支援施設等の老朽化対策に係る改修費の補助	障害者支援施設等の環境改善及び従事者の処遇改善のため、建て替え又は大規模修繕工事を実施する場合の工事費等の一部を補助するものです。	○	○	○	○			
	地域生活の基盤	理解促進・差別解消	24		共生社会推進サポーター認定事業の実施	民間事業者による合理的配慮の徹底と障害者の理解促進を図るため、障害理解に係る研修を開催し、受講した民間事業者をサポーターとして認定するものです。	○	○	○	○	○		
			25		ヘルプマーク及びヘルプカードの普及促進	ヘルプマークの普及促進のため、使用対象者に認知症の人を含めるとともに、ヘルプカードの発行を行うものです。	○	○	○	○	○		
			26		ユニバーサルデザインの促進に関する取組	ユニバーサルデザインの普及促進のため、ガイドブックの作成等により、その啓発事業を行うものです。	○	○	○	○	○		
			27		(仮称)相模原市人権尊重のまちづくり条例に基づく取組	(仮称)相模原市人権尊重のまちづくり条例に基づく市の取組を推進するため、啓発事業等を行うことを検討するものです。	○	○	○	○	○		
		地域生活の支援	28		障害者の短時間雇用創出事業	週20時間未満で働く障害者の求人を企業側に働きかけるとともに、求職者とのマッチングや定着に向けたサポートを行うことで、障害者雇用の拡大を図るものです。	○	○	○				
			29		救急搬送時の手話通訳者派遣	救急搬送により緊急に手話通訳が必要となった場合の支援体制を整えるため、聴覚障害のある方が夜間、土日等に救急搬送された場合に搬送先の病院等に手話通訳者を派遣する体制を整備するものです。							
			30		けやき体育館における障害者の身体機能・生活能力の維持・向上に関する事業の実施	障害者のリハビリテーションを促進するため、市けやき体育館において障害者の身体機能・生活能力の維持・向上に関する事業を実施するものです。	○	○	○				
			31		マイ・タイムラインわかりやすい版の作成・配布	災害時の防災行動計画の活用促進のため、障害者向けの「マイ・タイムラインわかりやすい版」の作成及び配布を行うものです。					○	○	○
			32		ミライロIDの活用促進	市の機関における手続の利便性の向上のため、障害者手帳の提示が必要な市の機関での手続について、ミライロIDを導入するものです。	○	○	○	○			
			社会の変化に伴う障害者のきめ細かな対応	33		人工呼吸器等を利用する医療的ケア児者の非常用電源に係る補助	人工呼吸器等を利用する医療的ケア児者の支援のため、災害時等の非常用電源の購入費を補助するものです。						
	34			日常生活用具給付事業の対象品目の見直し(令和5年度から実施)	社会や技術の変化に対応した制度運用をするため、日常生活用具給付事業の対象品目の見直しを行い、視覚障害者用ウェアラブル読書器その他の要望等のある品目を追加します。	○							